

令和3年度富山支部事業計画（案）

分野	令和3年度（変更点を赤字で記載）	令和2年度
1. 基盤的保険者機能関係	<p>①健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営に努めるとともに、協会の保険財政等について加入者や事業主の理解が得られるよう情報発信を行う。 <p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間について、10 営業日以内とする。 加入者等の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者等の意見から支部の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>（削除）</p> <p>■KPI：</p> <p>③限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き加入者等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関や市町村と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担限度額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 	<p>⑩的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営に努めるとともに、協会の保険財政や高齢者医療の負担の在り方等、加入者及び事業主の理解が得られるよう広報を行う。 <p>①サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間について、10 営業日以内とする。 お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービス水準の向上に努める。 日本年金機構と連携し保険証の速やかな発行に努める。 <p>■KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 93.1%以上とする</p> <p>⑦限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主や健康保険委員のほか加入者に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関や市町村と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

(削除)

④現金給付の適正化の推進

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、マニュアルに基づき適正に履行する。
- ・不正の疑いのある事案について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議にて議論を行い、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、重点的な審査を行う。

⑤効果的なレセプト内容点検の推進

- ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。

■KPI：

⑥柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■KPI：

⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする

②現金給付の適正化の推進

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、マニュアルに基づき確実に実施する。
- ・被保険者資格等に疑義のある申請について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議にて議論を行い、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、重点的な審査を行う。

③効果的なレセプト点検の推進

- ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

④柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑤あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査手順を最適化し、審査手順を徹底する。 ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>⑧返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■KPI：</p> <p>⑨被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■KPI：</p> <p>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>⑥返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.7%以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p> <p>⑧被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする</p> <p>⑨オンライン資格確認の円滑な実施</p>
--	---

	<p>・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</p> <p>・協会が独自で実施している医療機関におけるオンライン資格確認について、引き続きその利用率向上に取り組む。</p> <p>■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を75.0%以上とする</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>(下部に移動)</p> <p>①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合（27.3%：平成28年度国への報告）を減少させ、全国平均以下（参考27.0%：平成28年度国への報告）にする。 ※ 該当者・予備群約400人減らす（平成28年度国への報告より算出）</p>	<p>①ビッグデータを活用した分析結果の提供</p> <p>・事業所健康度診断を用いて事業所の健診結果の見える化を実施し、従業員の健康度の状況把握につなげる。</p> <p>・各自治体の国民健康保険加入者と協会けんぽ富山支部加入者とを合わせて共同分析を実施し、自治体及び関係機関に提供する。</p> <p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合（27.3%：平成28年度国への報告）を減少させ、全国平均以下（参考27.0%：平成28年度国への報告）にする。 ※ 該当者・予備群約400人減らす（平成28年度国への報告より算出）</p>
	<p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（支部目標〇〇%）</p> <p>A. 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：〇〇人）</p> <p>(a)生活習慣病予防健診</p> <p>実施率 〇〇%（実施見込者数：〇〇人）</p> <p>〈実施勧奨対策〉</p>	<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上（支部目標68.8%）</p> <p>A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：179,086人）</p> <p>(a)生活習慣病予防健診</p> <p>受診率 66.0%（受診見込者数：118,200人）</p> <p>〈受診勧奨対策〉</p>

・健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。

・健診機関に対し、健診の実施件数が目標を上回った際にインセンティブ（報奨金）を支払うことで健診の実施率向上を図る。

(削除)

(削除)

(b)事業者健診データ

取得率 〇〇%（取得見込者数：〇〇人）

〈取得勧奨対策〉

・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話等により勧奨を行う。

・事業所に対する事業者健診データの提供勧奨を健診機関等に委託する。

(削除)

B. 被扶養者（実施対象者数：〇〇人）

(a)特定健康診査

実施率 〇〇%（実施見込者数：〇〇人）

〈実施勧奨対策〉

・被扶養者の特定健康診査**実施**率向上のため、富山県内で 33 回以上の出張健診を実施する。

・自治体及び健診機関と連携し、特定健診とがん検診の同時実施会

・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自に作成し送付する。

・健診機関に生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨を委託する。

(b)事業者健診データ

取得率 12.1%（取得見込者数：21,600 人）

〈受診勧奨対策〉

・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話等により勧奨を行う。

・事業所に対する事業者健診結果データの提供勧奨を健診機関等に委託する。

・健康企業宣言事業の拡大により健康経営を推進し、結果データ取得に結び付ける。

B. 被扶養者（受診対象者数：40,617 人）

(a)特定健康診査

実施率 27.8%（実施見込者数：11,300 人）

〈受診勧奨対策〉

・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内で 30 回以上の出張健診を実施する。

・自治体及び健診機関と連携し、特定健診とがん検診の同時実施会

<p>場を設け、被扶養者が受診しやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所等の事業主と連携し、文書等による被扶養者への受診勧奨を実施する。 <p>■KPI：</p>	<p>場を設け、被扶養者が受診しやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康企業宣言事業所と連携し、社長名による従業員家族への文書による受診勧奨を実施する。 <p>■KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 66.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 12.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 27.8%以上とする</p>
<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上（支部目標〇〇%）</p> <p>A. 被保険者（実施対象者数：〇〇人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率〇〇%（実施見込者数：〇〇人） （内訳）協会保健師実施分〇〇%（実施見込者数：〇〇人） アウトソーシング分〇〇%（実施見込者数：〇〇人） <p>B. 被扶養者（実施対象者数：〇〇人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率〇〇%（実施見込者数：〇〇人） 〈保健指導の実施勧奨対策〉 ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。 ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。 ・情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 ・検診車で健診を受けた被保険者に対して、健診当日における遠隔による特定保健指導の初回面談分割実施の利用拡大を図る。 ・特定保健指導該当者の減少のため、前年度の特定保健指導対象者に対し、健診3ヶ月前に生活習慣改善等を促す勧奨を行う。 〈保健指導の質の向上対策〉 	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上（支部目標 27.8%）</p> <p>A. 被保険者（受診対象者数：28,100人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 28.1%（実施見込者数：7,900人） （内訳）協会保健師実施分 8.5%（実施見込者数：2,375人） アウトソーシング分 19.7%（実施見込者数：5,525人） <p>B. 被扶養者（受診対象者数：961人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 19.8%（実施見込者数：190人） 〈保健指導の受診勧奨対策〉 ・健診当日に特定保健指導の初回面談を行うように健診機関へ働きかける。 ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。 ・遠隔面談による被保険者の特定保健指導の利用拡大を図る。また、被扶養者についても検討する。 ・検診車で健診を受けた被保険者に対して、健診当日に遠隔面談による特定保健指導初回面談の分割実施を行う（令和2年度パイロット事業）。 ・翌年度の特定保健指導該当者の減少のため、今年度の特定保健指導未実施者に対し、改めて実施及び生活習慣改善を促す。 〈保健指導の質の向上対策〉

<p>・保健師、管理栄養士のスキルアップを図る研修を行う。</p> <p>■KPI：</p>	<p>・保健師、管理栄養士のスキルアップを図る研修を行う。</p> <p>■KPI：特定保健指導の実施率を 27.8%以上とする</p>
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施見込人数 約〇〇人</p> <p>・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」等と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、面談、電話、文書により医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。</p> <p>■KPI：</p> <p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>・糖尿病未治療者及び治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い者に受診勧奨を実施する。また、自治体及び主治医と連携し、保健指導を実施する。</p> <p>C. 「血圧治療薬」または「血糖治療薬」を服薬中だが血圧または血糖の値が高い方への注意喚起</p> <p>・服薬しているが健診結果で血圧または血糖の値が一定以上の方に対し、適切に服薬するよう注意喚起を行う。また、治療中断者に対しては医療機関への受診勧奨を行う。</p>	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施見込人数 約 1,100 人</p> <p>・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」等と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、面談、電話、文書により医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。</p> <p>■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする</p> <p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>・糖尿病未治療者及び治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い者に受診勧奨を実施する。また、自治体及び主治医と連携し、保健指導を実施する。</p> <p>C. 「血圧治療薬」または「血糖治療薬」を服薬中だが血圧または血糖の値が高い方への注意喚起</p> <p>・服薬しているが健診結果で血圧または血糖の値が一定以上の方に対し、適切に服薬するよう注意喚起を行う。また、治療中断者に対しては医療機関への受診勧奨を行う。</p>
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>A. 健康経営の普及啓発</p> <p>・自治体及び経済団体等と連携した事業主への啓発を行い、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、宣言事業所を〇〇社、Step1 認定事業所を〇〇社まで拡大する。また、Step2</p>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>A. 健康経営の普及啓発</p> <p>・自治体及び経済団体等と連携し事業主へ啓発を行い、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、宣言事業所を 440 社、Step1 認定事業所を 180 社まで拡大する。また、Step2 認定</p>

<p>認定事業所についても、随時進捗を管理して拡大を図る。</p> <p>B. 健康企業宣言事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所健康度診断を用いて、宣言事業所をはじめとする加入事業所における従業員の健康度の見える化を支援する。 ・宣言事業所に対して、電話及び訪問により取組支援を行う。 ・宣言事業所に対して、一層健康づくりの取組が進むよう事業やツールの導入を行う。 <p>■KPI：</p>	<p>事業所についても、随時進捗を管理して拡大を図る。</p> <p>B. 健康企業宣言事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所に対して、電話及び訪問により取組支援を行う。 ・宣言事業所に対して、一層健康づくりの取組が進むよう事業やツールの導入を行う。
<p>v) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業につなげる。 ・富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談を行うことで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 ・各種研修会や事業所へ積極的に講師を派遣し、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・県歯科医師会と連携し、歯科口腔衛生に対する意識向上と歯周病予防に向けて歯科健診受診の啓発を行う。 ・県薬剤師会と連携し、事業所に対して禁煙に関する啓発等の事業を行う。 	<p>v) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業に繋げる。 ・富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談を行うことで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 ・各種研修会や事業所へ積極的に講師を派遣し、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・県歯科医師会と連携し、歯科口腔衛生に対する意識向上と歯周病予防に向けて歯科健診受診の啓発を行う。 ・県薬剤師会と連携し、事業所に対して禁煙に関する啓発等の事業を行う。
<p>②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。 <p>(下部に移動)</p>	<p>③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。 ・加入者の医療費及び健診結果のデータをもとに支部医療費等の状況を分析し、加入者及び事業主に発信する。

<ul style="list-style-type: none"> ・支部の事業に関するニュースリリースを行い、マスコミを通じた広報を行う。 ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を行う。 (下部に移動) <p>・健康保険委員の拡大に向けた事業所への勧奨や、健康保険委員を対象とした健康づくり等に関する研修会を開催する。</p> <p>■KPI：</p> <p>③ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知を行うほか、加入者に対してリーフレットやジェネリック医薬品希望シールを配布する。 <p>・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況や本部から提供されたツールを活用し、医療機関や調剤薬局等への働きかけを行う。</p> <p>・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組等を積極的に発信する。</p> <p>(削除) (削除) (削除)</p> <p>■KPI：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支部の事業に関するニュースリリースを行い、マスコミを通じた広報を行う。 ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。 ・加入者に対し、かかりつけ医やこども医療電話相談（#8000）の利用、かかりつけ薬剤師・薬局やお薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。 ・健康保険委員の拡大に向けた事業所への勧奨や、健康保険委員を対象とした健康づくり等に関する研修会を開催する。 <p>■KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 64.0%以上とする</p> <p>④ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担軽減額の通知を行う。 ・ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報を実施するとともに、加入者に対してリーフレットやジェネリック医薬品希望シールを配布する。 ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況の定期的な把握及び本部から提供されたツールを活用し、関係方面への働きかけを行う。 ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組等を積極的に発信する。 ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けたセミナーを開催する。 ・医療機関及び調剤薬局への働きかけを実施する。 ・他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。 <p>■KPI：支部のジェネリック医薬品使用割合（※）を 81.1%以上とする ※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>
---	--

<p>(下部に移動)</p> <p>④インセンティブ制度の実施 ・インセンティブ制度の内容及び支部の課題について周知広報を行う。 (削除)</p> <p>⑤パイロット事業 ・令和4年度へ向けたパイロット事業を検討し、本部へ提案を行う。</p> <p>⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 (削除)</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。</p> <p>(下部に移動)</p>	<p>⑤医薬品の適正使用の推進 ・レセプト情報から重複投薬、多剤投与者を抽出し、関係団体と連携し適正な服薬を啓発する。</p> <p>⑥インセンティブ制度の着実な実施 ・インセンティブ制度の内容及び支部の課題について周知広報を実施する。 <インセンティブ制度における評価指標> (1)特定健診等の実施率 (2)特定保健指導の実施率 (3)特定保健指導対象者の減少率 (4)医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 (5)ジェネリック医薬品の使用割合</p> <p>⑦パイロット事業 ・令和3年度へ向けたパイロット事業を検討し、本部へ提案を行う。</p> <p>⑧地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 i) 意見発信のための体制の確保 ・医療提供体制等に係る意見発信を行うため、医療審議会地域医療構想部会及び全4圏域で開催される地域医療構想調整会議への参画を維持する。</p> <p>ii) 医療費データ等の分析</p>
---	---

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、県及び4圏域で開催される地域医療構想調整会議や医療審議会等において積極的に意見発信を行う。
- ・国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）の進捗状況を確認しつつ、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。
- ・健康寿命日本一推進会議や保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見発信を行う。

iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・レセプト情報から多剤服用者等を抽出し、医薬品の適正使用に係る働きかけを行う。また、関係団体との連携の下、地域特有の医薬品使用状況等の把握を目的とした調査を実施する（令和3年度パイロット事業）。
- ・加入者に対し、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師・薬局、こども医療電話相談（#8000）、薬剤情報の一元管理等、適正受診の啓発を行う。

■KPI：

- ・県や市町村のほか外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・医療の質や効率性の向上のため県及び4圏域で開催される地域医療構想調整会議にて積極的に意見を発信する。
- ・第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について進捗状況を確認しつつ、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。
- ・県内で開催される健康寿命日本一推進会議及び保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見を発信する。

- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする
- ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

	<p>⑦調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の国民健康保険加入者と協会けんぽ富山支部加入者のデータを用いて共同分析を行う。 ・加入者の医療費及び健診結果データをもとに支部医療費等の状況を分析する。 ・外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。 	
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>①人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部が実施する評価者研修の伝達を行い、人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 ・支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。 ・職員の互換性の向上を図り、業務の効率化を推進する。 <p>③支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取組を徹底する。 ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 <p>④リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。 	<p>①人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部が実施する評価者研修の伝達を行い、人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 ・支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。 ・職員の互換性の向上を図り、業務の効率化を推進する。 <p>③支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取組を徹底する。 ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 <p>⑥リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

<p>⑤コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に研修等を行い徹底する。 ・自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。 <p>⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な在庫管理等により経費の削減に努める。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 <p>■KPI：</p>	<p>⑤コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に研修等を行い徹底する。 ・自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。 <p>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な在庫管理等により経費の削減に努める。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 <p>■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする</p>
---	--